

消費生活論

第12講 「景品表示法」

三輪 聖子（岐阜女子大学）

【目的】

景品表示法を理解し、不当表示はないかチェックできる。

【学修到達目標】

- ・景品表示法について説明できる。

f. 原産国表示 ～景品表示法～

「家庭用品品質表示法」では、家庭用品について原産国を表示することは義務付けられておらず、原産国を表示する場合の基準も定められていない。

商品の原産国の表示については、「景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)」において、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)において一定の基準がある。

景品表示法第5条第3号の規定に基づく告示である「商品の原産国に関する不当な表示」は、商品の原産国について、原則として、次のような表示を不当表示として規定している。

ア国内で生産された商品についての次に掲げる表示であって、その商品が国内で生産されたことを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

- (1)外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- (2)外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
- (3)文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示

イ外国で生産された商品についての次に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

- (1)その商品の原産国以外の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- (2)その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
- (3)文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

なお、「原産国」とは、衣料品の場合、縫製加工した国となる。

g. サイズ表示

サイズ表示は、義務付けられていないが、JIS規格が表示方法を定めている。

JIS規格 アパレル衣料品 サイズ表記

A. Tops for Men

チェスト 身長	80~88 155~165	チェスト 身長	88~96 165~175	チェスト 身長	96~104 175~185	チェスト 身長	104~112 175~185	チェスト 身長	104~112 175~185	チェスト 身長	108~116 175~185	チェスト 身長	112~120 175~185	チェスト 身長	116~124 175~185
	S		M		L		LL		2L		3L		4L		5L

B. Tops for Women

バスト 身長	72~80 154~162	バスト 身長	79~87 154~162	バスト 身長	86~94 154~162	バスト 身長	93~101 154~162	バスト 身長	93~101 154~162	バスト 身長	100~108 154~162	バスト 身長	79~94 154~162
	S		M		L		LL		2L		3L		M~L

C. Tops for Kids

胸囲	45~51	胸囲	49~55	胸囲	53~59	胸囲	57~63	胸囲	61~67	胸囲	64~72	胸囲	70~78	胸囲	76~84
	90		100		110		120		130		140		150		160

D. Pants for Men

ウエスト	68~76	ウエスト	76~84	ウエスト	84~94	ウエスト	94~104	ウエスト	94~104	ウエスト	100~110	ウエスト	106~116	ウエスト	112~122
	S		M		L		LL		2L		3L		4L		5L

E. Pants for Women

ウエスト	58~64	ウエスト	64~70	ウエスト	69~77	ウエスト	77~85	ウエスト	77~85	ウエスト	85~93	ウエスト	64~77
	S		M		L		LL		2L		3L		M~L

F. Pants for Boys

身長 胸囲	85~95 45~51	身長 胸囲	95~105 47~53	身長 胸囲	105~115 49~55	身長 胸囲	115~125 51~57	身長 胸囲	125~135 53~59	身長 胸囲	135~145 54~62	身長 胸囲	145~155 58~66	身長 胸囲	155~165 62~70
	90		100		110		120		130		140		150		160

G. Pants for Girls

身長 胸囲	85~95 43~49	身長 胸囲	95~105 45~51	身長 胸囲	105~115 47~53	身長 胸囲	115~125 49~55	身長 胸囲	125~135 51~57	身長 胸囲	135~145 53~59	身長 胸囲	145~155 56~63	身長 胸囲	155~165 58~66
	90		100		110		120		130		140		150		160

(3) 不当表示の禁止 ～景品表示法～

消費者なら、誰もがより良い商品やサービスを求める。ところが、実際より良く見せかける表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまい不利益を被るおそれがある。

景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することなどにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守る。

a. 表示

商品・サービス内容、取引条件等について行う広告など。例えば、容器、パッケージ、ラベル/チラシ/パンフレット・説明書/ポスター・看板/新聞・雑誌等に掲載された広告/テレビCM/ウェブサイトなど

景品表示法の概要



景品表示法における3つの懸賞パターン

一般懸賞

偶然性や特定行為による景品提供



共同懸賞

複数の企業や事業者が共同で行う



総付景品

商品やサービスを購入した全員に景品提供



取引額	限度額	取引額	限度額	取引額	限度額
5千円未満	取引額の20倍	価格に関わらず	30万円	千円未満	200円
5千円以上	10万円			千円以上	取引額の20%
懸賞総額は売り上げ予定額の2%		懸賞総額は売り上げ予定額の3%			

b. 不当表示とは

不当表示には大きく分けて3つの種類がある。

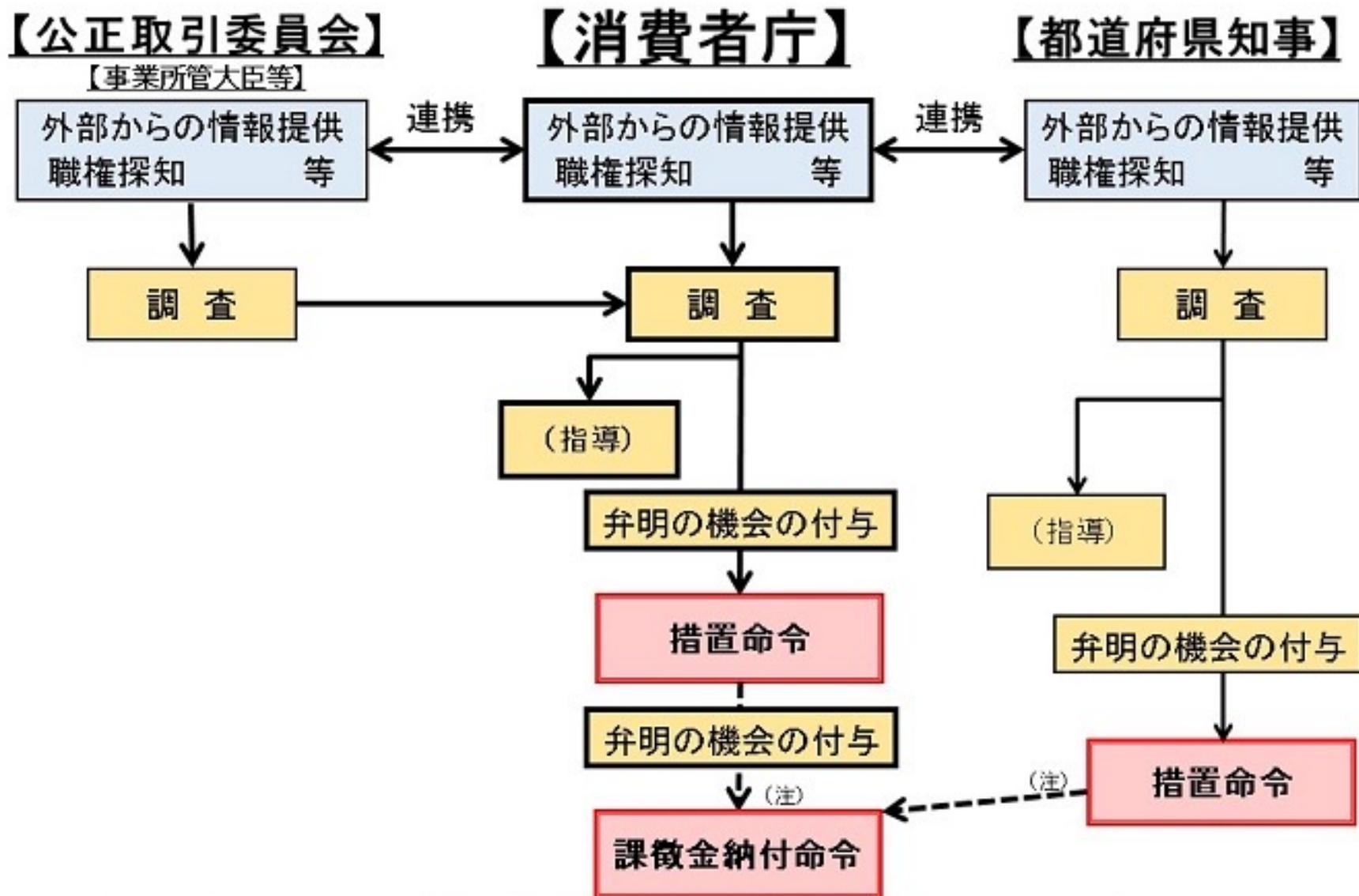
- ①優良誤認表示→ 商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示
- ②有利誤認表示→ 商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ③その他誤認される恐れのある表示→ 一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示(6つ)
 - 無果汁の清涼飲料水等
 - 商品の原産国
 - 消費者信用の融資費用
 - 不動産のおとり広告
 - おとり広告
 - 有料老人ホーム

c. 違反行為に対する措置命令

違反行為が認められた場合、消費者庁は、当該行為を行っている事業者に対し、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる「措置命令」を行う。

d. 違反行為に対する課徴金納付命令

2014年11月改正法により課徴金制度が導入された。不当表示という違反行為が事前に抑止されることが期待される。また、所定の手続に沿った返金措置(自主返金)を実施した事業者についての課徴金の減額等も定めている。



(注) 措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

図表Ⅱ-1-3-1 課徴金制度の導入（景品表示法の改正）（2016年4月施行）

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、**不当な表示**を行った事業者に対する**課徴金制度**を導入するとともに、被害回復を促進する観点から**返金**による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

- ・対象行為：**実際より著しく優良であると示す表示をする行為、実際より著しく有利であると誤認される表示をする行為**が対象
- ・賦課金額の算定：対象商品・役務の売上額の**3%**
- ・対象期間：**3年間**を上限
- ・主観的要素：違反事業者が**相当の注意を怠った者でない**と認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が**150万円未満**となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金額の減額（第9条）

違反行為を**自主申告**した事業者に対し、**課徴金額の2分の1**を減額。

被害回復（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って**自主返金**を行った場合（返金措置を実施した場合は、**課徴金を命じない又は減額する**。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は、**実施予定返金措置計画**を作成し、**消費者庁長官の認定**を受ける。

2：返金措置（返金）の実施

事業者は、**実施予定返金措置計画**に沿って**適正に返金**を実施する。

3：報告期限までに報告

返金合計額が課徴金額未満の場合

課徴金額の減額

返金合計額が課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

課題

景品表示法について、消費者庁のサイトから再度詳しく調べてみてください。